

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和7年第2回南部水道企業団議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、3番西銘 多紀子議員、4番照屋 仁士議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 神谷信夫君

日程第3. 諸般の報告を行います。監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は、省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告の前に企業長から挨拶の申し出がありましたので許可します。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

皆さん、こんにちは。本日、企業長就任後、初めての議会定例会ということもございまして、恐縮でございますが、就任のご挨拶をさせていただきたいと思えます。

去る4月1日付けをもちまして、企業長に就任いたしました宮城 剛と申します。就任して約3カ月が過ぎようとしておりますけれども、当企業団の長といたしまして責任を重んじ頑張ってまいりたいと思えます。

さて、ご承知のとおり、水道事業が住民生活や社会経済活動に欠かすことができない重要なライフラインであり、それだけに安全安心に水道水を安定的に供給することが私共に課せられた最大の責務であると認識しております。

近年、地震や豪雨等による自然災害が頻発していることから、将来にわたって強靱で持続可能な水道システムを構築していくことが求められており、当企業団では創設以来62年が経過していることから、老朽化した水道施設の更新や、あるいは基幹管路耐震化事業等を実施しているところがございます。当企業団では引き続き水道利用者の多様なニーズに対応し、水道ビジョンで掲げた「住民とともに歩む水道」の基本理念のもと、より一層の事業の効率化と健全な財政基盤の確立に努める所存でございます。今後とも地域住民の皆様から信頼される水道事業を目指し、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げまして就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 神谷信夫君

引き続きまして、企業長の諸般の報告をお願いします。企業長。

○企業長 宮城 剛君

それでは諸般の報告を行います。お手元に配布いたしました企業長諸般の報告、資料の1ページをお願いいたします。

1. 理事会について。令和7年6月12日（水）に南部水道企業団大会議室において第5回理事会を開催いたしました。報告事項及び付議事項については、次のとおりとなっております。

報告事項として、一つ目に入札結果について。二つ目に第67回水道週間の取組みについて。三つ目に水道水の無断使用に係る調査報告書及び再発防止策でございます。

付議事項として、報告第1号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

次に2. 入札結果についてです。No.1、令和7年度量水器新規購入、落札額240万3,720円で福山商事株式会社が落札しております。

次に3. 第67回水道週間の取組みについて。令和7年6月1日から7日までの1週間「透き通る 誇れる水に 感謝する」のスローガンの基、全国の水道事業体等で様々な取組みが行われました。当企業団におきましても、給水区域内の町民の皆様には水道に対する理解と関心を高めてもらうことを目的に、下記の広報活動及び行事を実施いたしました。

一つ目に水道読本の寄贈、生活に欠かせない水資源について楽しく学習することを目的とし、両町の小学校4年生全員に授業の副読本を配布しております。

二つ目に水道週間のぼり、立て看板及び懸垂幕等の設置として、南風原町役場、八重瀬町役場、企業団庁舎及び摩文仁浄水場に設置いたしました。

三つ目に水道施設見学バスツアーとして、6月1日（日曜日）にギーザ地下ダム施設→摩文仁浄水場→倉敷ダム→県企業局石川浄水場を見学いたしました。対象者は両町の小学校3年生から6年生

と、その保護者で86名の参加がございました。

2ページをお開き下さい。上段につきましては、水講座や施設見学をした状況の写真を添付しております。

中段の黒丸のところでは小・中学生習字コンクールを実施いたしました。①のところでは両町に在住する小中学校の生徒より285名の応募があり、②で企業長賞7名、優秀賞14名、入選49名を選出しております。

⑥の入賞者につきましては、参考までに別添1として入賞者の名簿を取りまとめております。後程ご参照いただければと思います。

3ページをお開き下さい。⑧、⑨の入賞した作品につきましては、6月2日から6月30日までの期間において、当企業団や給水区域内の商業施設等の3箇所それぞれ期間を分けて展示を行いました。

次の4ページ、5ページにつきましては、小学校1年生から6年生までの企業長賞の作品を掲載しております。

6ページにつきましては、中学生の部における企業長賞作品の表彰式及び受賞者の状況写真、それから7ページも同じく受賞者の状況写真を添付しております。

次に8ページをお開き下さい。4.水道水の無断使用に係る調査報告書及び再発防止策についてです。お手元の別添2の資料をお願いいたします。

1ページをお開き下さい。はじめにということで、昨年4月11日に水道水無断使用の発覚後、企業団において抜本的な対策を講じず、本事案を長期化させたことについてのお詫びと、当該事案に係る事実、原因及び再発防止策等を取りまとめ、こうした事案を再発させないことを目的とした本報告書についての内容を記載しております。

なお、去る6月19日付けで南風原町及び八重瀬町にも当該報告書を提出しております。

次に2ページをお開き下さい。水道水無断使用に係る調査報告書として、1.概要についてです。

内容につきましては、昨年4月11日の発覚から、企業団の許可を得ないで水道水を無断で使用していることを認めたこと、給水申し込み図書不備に対し、水道工事業者の対応に長期間を要したこと、企業長指示のもと関係者に対し、早急に対応する旨の文書を通知し、今年4月2日の検査合格後、当該建物の給水については現在一般用料金として適用されていることを概要としてまとめております。

次に2.事案の経緯及び企業団の対応についてです。2ページから4ページの4月16日までの理事会開催状況の内容につきましては、前回第1回議会全員協議会に報告済みの経緯となっておりますので割愛させていただき、4月23日からの経緯及び対応についてご説明いたします。

4ページをご覧下さい。4月23日、議会全員協議会を開催し、本事案の経過報告及び今後の対応について説明しております。

4月28日、企業長からの諮問により、分限懲戒審査委員会が設置されております。

5月9日、料金等の考え方及び算定の再確認のため、弁護士と相談しております。

5月15日、本事案が解決されるまでの期間に使用した水量分の料金を建築業者と貸店舗使用業者に請求しております。

5月28日、貸店舗使用業者から請求した水量分が支払われております。なお、建築業者につきましては6月24日付けで納付済みとなっております。

6月2日、分限懲戒審査委員会から本事案に関係した職員の懲戒処分に係る意見書を企業長に提出しております。

6月3日、企業長から関係した職員1名に戒告処分、1名には文書により訓告処分を行っております。また、当企業団理事より、企業長に対し、文書により厳重注意が通知されております。

6月9日、企業団ホームページに本事案の「最終報告」及び「職員懲戒処分について」を掲載しております。

5ページをお開き下さい。3.原因についてです。担当課は、本事案の発覚の報告を受け、再三にわたり水道工事業者に口頭で対応するよう指示をしてきているが、長期にわたり指示に従わない状況が続くにもかかわらず、いつかは対応してくれるだろうという安易な考えがあった。

また、本事案発覚後から9箇月の間、上司に報告・相談することも無い状況で、担当課は止水行為を行わないと判断していることや水道工事業者からの文書の処理及び指示等の記録も作成されず、これらの対応を怠ったことが、本事案を長期化させた原因であることを記載しております。

4.使用された水道水の料金徴収についてです。本事案が解決されるまでの期間(令和6年2月26日から令和7年4月2日まで)に使用した水道水については、建築工事業者、貸店舗使用業者それぞれ記載のとおりとなっております。

5.水道工事業者の処分及び関係した職員等の処分についてです。これまでもご説明してきた内容でございますが、水道工事業者へは6カ月の指定の効力停止の行政処分、関係した職員2名につきましては、戒告、訓告処分、企業長には文書による厳重注意処分について記載しております。

次に再発防止策についてです。読みますと、給水申込の設計図書の不備や無断使用を知ってから対応方法に問題があったことが、本事案を起した原因である。それを起さないようにするため、各給水申込書の提出段階から給水装置工事における完了するまでの事務手続き、書類の不備及び水道水無断使用者等に臨機応変に対応するため、「給水装置工事申込みマニュアル」を策定いたしました。

今後は、本マニュアルに沿って対応するとともに、重大な事案に繋がると思われる事項等の報告の徹底及び組織内の情報共有・連携を図り、再発防止に努めてまいります。

また、法令順守の徹底を図るため、職員の研修を実施してまいります。

以上が諸般の報告になります。

○議長 神谷信夫君

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4．一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、一般質問の方をさせていただきたいと思います。前回で説明のありました水道水の無断使用について、ホームページにて状況が報告され、速やかな説明や責任の所在、関係者への処分が行われたことを評価いたします。一方でその発生原因に鑑み、職員や業務体制の見直し、何より構成両町の信頼回復に努めてほしいと思います。企業長におかれましては、新任早々に大変だったと思いますが、その職責をしっかりと果たして頂きたいとお願い申し上げます。

さて私は、南風原町議会はもちろん、南水議会における活動や質疑内容についても報告書にまとめ、配布、SNSにて公表、街宣と、様々な手法で有権者の皆さんにお届けをしております。

また派遣元である南風原町議会へも毎回全員協議会で主な議論を報告しているほか、議事録の公開によって情報を共有しております。

毎回貴重な議会の質疑を通して、南部水道企業団の信頼回復や、健全経営に寄与していきたいというふうに思いますので、その視点で今後もよろしく願いいたします。

一問一答で質問させていただきます。1. 独居や高齢者世帯、非課税世帯などの水道料金を軽減せよ。

昨今の物価高、特に米をはじめ食料品の値上がりは、所得の少ない方々の生活を直撃しています。私の地元でも、多くの先輩方から悲痛の声を伺います。更に独居や非課税といった方々には、電気料金や水道などのライフラインの値上げは死活問題だと痛感するところでもあります。

少子高齢化に向かう社会の中で、料金の適性化は免れないと思いますが、一方で持続可能な料金形態についても取組んでほしいという観点から質問します。

(1)現在の水道料金の減免制度はあるか。漏水以外でお伺いします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。企業団の水道料金減免制度は、南部水道企業団水道事業給水条例第31条及び同条例施行規程第31条第1項各号に料金等の軽減又は減免について規定されております。

同条例第31条では、料金、加入金、手数料等の軽減又は免除等を定めており、条文としましては、企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、過入金、手数料その他この条例によって納付すべき金額を軽減し、又は免除し、分納若しくは延納することができると謳われております。

また同条例における施行規程第31条第1項では、料金等の軽減又は免除規程が定められており、規定文としましては、条例第31条の規定により料金等を軽減し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち企業長が認めたものに対して行う。

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける者の加入金。

(2)災害その他の理由により料金等の納付が困難である者の料金等。

(3)不可抗力による漏水に起因する料金。

(4)前3号に掲げるもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めたものと謳われております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

答弁有難うございます。この条例第31条の規定の中身までご説明をいただきました。私も町民の立場に立って減免制度あるのかと聞かれたときに、なかなかすぐにこういうのがありますと説明できなかったものですから、以後これで説明していきたいなというふうに思いますけれども、企業団のホームページ上で、ホームページ内の検索をかけると、まず最初に引っかかるのは、減免の申請書がかかります。

そこには漏水に対する申請書が出てくるわけです。そういった部分では、なかなかすぐこの31条がヒットするという環境にはないという状況の中で、この減免制度が周知されているのかどうか、このあたりについて認識を伺いたしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えします。いま議員ご指摘の漏水につきましては、ホームページ上でアップしているところがございますけれども、それ以外のものにつきましては、いま周知してはおりません。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

多くはないとは思いますが、そういった救済措置ですので、そういったところは何らかの形で周知ができるように取り組みを今後検討していただきたいと思いますが、この中でちょっと通告してないのでわかるかどうか知りませんが、実際、この減免制度、漏水以外で使われているのかどうか。件数までわかれば教えてほしいんですけど、わからなければわからないで結構です。実際、使用されているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。先程、冒頭答弁で申し上げました(2)のところで、災害その他の理由により料金等の納付が困難である者の料金等は、過年度においては東日本大震災のときに沖縄県でその被災者に対しまして受け入れたときに適用した事例がございます。

それと、(4)の前3号に掲げるもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めたものという前提で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、そのとき基本料金の2分の1を減額いたしまして、3カ月分を減免措置した事例がございます。件数につきましては、現在、把握はしておりません。以上です。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま直近の新型コロナでの減免については、記憶に新しいところです。町民の皆さんからも非常に良かったというような声をいただいておりますが、趣旨としては、そういう減免制度が周知をされ、必要な方には利用していただくという、そこが担保されているというのを知らせてほしいという趣旨であります。

次に進みたいと思います。(2)現在、水道料金の値上げが検討されています。現在の基本料金における平等割、例えば戸数や世帯数、それと受益者割、使用料の割合はどうなっているか。また、そのような視点で新料金は検討されているか、お答えいただきたいと思います。以上です。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。水道事業につきましては、浄水場や配水池、配水管など多くの施設を必要とするため、固定的な費用が大部分を占めております。基本料金では、検針・徴収業務に係る費用や水道メーター費用などを回収するものでございます。基本料金を固定とすることは、水道水の安全安定給水を確保するために、基礎的経費として使用者の使用水量の有無に関わらず徴収される料金でございます。

今後行う料金改定につきましても、公益社団法人 日本水道協会が策定しております水道料金算定要領に基づき、今後の健全な事業経営等を前提とし、算定された資料を参考に基本料金及び従量料金を設定してまいります。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

答弁有難うございます。答弁にあるとおり、その固定経費の基礎になる施設や財産、こういったものがあるというのは当然理解できます。これを考えるときに、例えば、現行の基本料金8㎡まで1,068円税抜きという料金がありますけれども、この1,068円に例えばその基礎となる件数、世帯数、使用料、管路延長、施設や財産など、この現行料金で説明つきますか。例えば1,068円のうち、60%にあたるいくらかがその料金ですと、それともそのすべてこの固定経費にあたるものなのか。単純に言うと、何億かかるうちの単純に件数で割るとこうなりますとか、そういった数値で説明つきますか。それについてちょっと教えていただきたい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。まず、現行料金の現在の水道料金の改定につきましては、遡りますけれども、平成5年に改定が行われております。当時の水道料金改定の資料が無く、いま議員ご質問の数字で示すことがいま現在できません。一般的に数字以外で申し上げますと、一般的に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全安心した水道水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」、そして使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成されております。

基本料金には、水道の使用量とは関係なく発生する費用として、水道メーター関係費や検針徴収関係費などが対象となっております。

従量料金には、水道の実使用に発生する費用として、動力費、あるいは薬品費及び受水費などが対象となっております、そういうのを勘案して最終的な料金体系ということになっております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この質問の趣旨は、やはり今後の値上げをしていくときに、やはり必要な経費はこれだけだと、そこを単純にこれだけになりますよという説明があれば納得というか、理解を得られやすい、そういった趣旨でありますので、その辺りの調査・研究を今後もしていただきたいというふうに思います。

ちょっと視点を変えますけれども、8 m³がひとつの基本の数字となっております。その8 m³に満たない使用量の世帯について、何件あって、全体でどのくらいの割合なのか、そのあたりについては把握されてますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。直近で申し上げますと、令和7年の5月分の基本料金、これは8 m³以内の世帯が5,638件ございまして、一般料金全体の26.08%にあたります。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。いまの報告から全体の約4分の1程度がこの8 m³に満たない世帯だというふうに理解をします。

(3)にいけますけれども、私に寄せられる声の中で、この8 m³までとする基本料金について高いというような声があります。その使用量を5 m³程度に変更した上で、新たな料金体系を検討することができないか。先程の答弁によると4分の1の皆さんが対象になるわけですがけれども、そういったことが検討できないか、お伺いしたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。基本料金につきましては、日本水道協会の水道料金算定要領に基づきまして、基本料金を算定してまいりますけれども、基本水量につきましては、基本料金と従量料金の比重を考慮し設定することになります。

以上のことを踏まえまして、現状における基本水量の考え方・設定につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

水道料金について、現行での早見表とかがホームページの方で公開もされていますけれども、この現状の料金体系をより多く水を使用する方々に対して若干割高になるように設定されているというふうに見えます。

その現状にも、私の言っているいま8 m³を5 m³に下げるという考え方は、現在の設計とも整合性は取れるというふうに私は考えますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

企業団は、設立当初から基本水量制、いわゆる8 m³というものを設けた料金体系となっております。

基本水量制につきましては、公衆衛生の向上、生活環境の改善という目的の基、一定の水量を付与し、すべての使用者に対して最低限の生活用水として平等に確保するというで設けられたものと考えております。

今後行う料金改定においては、現在の使用状況などを総合的に勘案しつつ、基本水量の設定を検討してまいりたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

有難うございます。まず、1点目の質問で漏水以外にも減免制度があるということがわかりました。これまでの説明の中でも新たな料金についても、そういった基本料金を含めた検討をなされるというふうにご答弁をいただいております。

4点目にいきますけれども、この質問の趣旨は、私は社会的弱者の方々に配慮して、その減免制度について、いま条例上ありますけれども、ここで言う1点目の生活保護、2点目の災害その他の理由によりと設けられてはいますけれども、社会的弱者というのは、表現はいろんな方法があるわけですが。情勢においても、その税の減免に関しても生活保護だけではありません。非課税世帯とか、準要保護とか、様々な家庭環境によって弱者に寄り添う視点が既に両町でも定められています。

そういったことを勘案して、南部水道企業団においても社会的弱者に配慮し、そういった減免制度を設ける、若しくは改定する、周知する、そういったことが検討できないかどうか伺いたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。県内において社会的弱者に対し、水道の基本料金、あるいは使用量に応じた料金の一部を減額している事業体はございません。

一方で、県外においては対象世帯を一部限定はするものの独自に定めている事業体もありますので、今後の課題として調査・研究していきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

既に先程答弁にもあったように条例の4号で企業長が公益上その特別な理由があると認めたものという運用の中で、新型コロナに対する両町民への負担軽減、それは既に実施をしているという素晴らしい前例がございます。

そういった中で、いま値上げを検討している新たな料金体系においても単純に値上げをするというだけではなくて、その一方で社会的弱者にも配慮する減免制度を盛り込むことで、両町民のライフラインを支え、かつ持続可能な水道行政に寄与するものだというふうに私は考えていま提案をしていますので、それについて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。まず、今回の水道料金の改定につきましては、二段階に分けた料金改定の作業を進めていく予定でございます。

まず、県企業局料金値上げ分に対する改定を今年度行ってまいりたいと考えております。

次に当企業団における今後の事業計画や財政計画などをもとに、料金体系を含めた改定作業も引き続き早期に行っていく予定でございます。

ご質問の各種減免制度を盛り込むご提案につきましては、冒頭答弁でも申し上げましたけれども、県外の社会的弱者に対する減免制度、これも参考にしながら調査・研究していきまして、今後、当企業団水道事業審議会の意見を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひ、両町の理解が得られるような弱者にやさしい制度にしていきたいとお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長 神谷信夫君

次に、2番上原勝彦議員の発言を許します。

○2番 上原勝彦君

一般質問の前に少しだけ所見を述べさせていただきたいと思います。南部水道企業団の事業は、八重瀬町、南風原町の日常生活において欠かすことのできないライフラインを担っていることに対

し、心より敬意と感謝を申し上げます。

これまでの企業団において一連の問題はありましたが、安全で美味しい水の供給、災害に強い水道の確立、満足される住民サービスの提供、水道運営基盤の改善と強化、企業長はじめ管理職、職員の皆さんが自信と誇りをもって4つの基本目標の実現に向け取り組んでいただくよう祈念するものであります。

職員の皆さんには、日常のライフラインの中枢を担っている自覚と誇りをもって今後とも安心安全な水の供給に努めていただくことを期待しております。

それでは、質問通告を読み上げます。水道料金改定についてであります。いろいろ照屋議員からもご質問がありました。本年度の水道事業費用が前年度より7,717万円増加しています。外的要因によって増加した水道事業費用については、水道料金収入で補うことが大原則であることから、料金改定は急務であると考えての質問でございます。

1点目、水道料金に伴う審議会、今日まで何回開催され内容はどのような事か、お伺いをいたします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。企業団水道事業審議会につきましては、令和6年11月29日と同年12月20日に2回開催しております。

会議内容につきましては、第1回では、「南部水道企業団の概要」及び「審議会のスケジュール」の説明を行いました。主な説明内容としましては、水需要の推移、主要な水道施設の紹介、水道管路延長や耐震化の取り組み状況、事業経営の収支状況、県内水道事業体の水道料金体系などの説明を行っております。

第2回では「公営企業会計について」、「企業団水道料金について」及び「水道施設整備計画について」の説明を行っております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

先程、照屋議員の質問に答弁があったんですけど、今年度は料金改定をぜひやっていきたいということで企業長からの答弁がございましたが、今後、審議会のスケジュール、どのように進めていくのか。その中身を答申として料金改定の話が審議会の中でしっかりもたれて料金改定までいくのかというスケジュールがわかれば、よろしく申し上げます。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 上里 健君

上原議員からの質問に答えたいと思います。審議会のこれからのスケジュールとしましては、8月中旬に第3回の審議会、その後、内部の委員会もありますので、その辺の資料を作りながら10月の中旬までには数回程度審議会を開催して、10月の中旬頃までには答申を出していきたいなとい

うふうなスケジュールでいま考えております。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

総務課長からいま第3回目を8月中、10月ぐらいには答申をまとめていきたいという答弁であります。企業団としては、大体どれぐらいの料金改定を目指すのかという方向性がもしあればお尋ねいたします。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。先程、照屋議員の方にも答弁申し上げましたが、まず私共といたしましては、二段階に分けて料金改定をいま進めていく予定でございます。

今年度につきましては、県企業局の値上げ分について、まず料金の改定、それから引き続き我々の今後の事業計画、あるいは経営計画、維持管理費等すべて金額的なものを出して、それから基本的な改定、いわゆる現在、我々当企業団においては、単一料金という料金体系になっていますけれども、他市町村の事例等も勘案して、用途別体系、あるいは口径別体系いろいろございます。そういったものも勘案して、総合的に2回目の料金改定として、早めに引き続き作業していく予定でございます。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

水道事業費用については、水道料金から補うことというのが大原則でありますので、早急に料金改定、まず避けては通れない料金改定であろうかと思っておりますので、令和6年、2回行われた審議会が8月と10月で本当に答申までまとめられるかというのが少々大変心配なところではあるんですけど、それも取り急ぎ作業をアクセルを踏んでまとめていただかないことには、また町民に対しても周知遅れることになると思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の2点目になりますけど、水道水の無断使用に係る調査、報告及び再発防止策については、全協の中でいろいろ説明がございましたけど、別紙によくまとめられてわかりやすいですけど、私の方からはまた違った角度からお伺いしたいと思っております。

水道の無断使用と再発防止策についてでございますが、(1)水道の無断使用の経緯及び企業団3課内の対応と企業長報告までの一連の経緯については、これ掲載されていますので、大まかなところで抜粋して結構ですので、お答えしていただきたいということと、関連しますので、再発防止策については、現在の南部水道3課内体制、職員体制、大変私気になるところがありまして、あえて質問通告にあげさせてもらっていますので、現在の体制で問題ないのかどうかを企業長の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。まず、質問2の(1)のところでございます。報告書の報告で少し経緯をご説明させていただきました。また、(1)の答弁につきましては、恐縮ですけれども、ちょっと割愛しながら答弁させていただきたいと思っております。繰り返しの答弁になるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

まず、令和6年2月26日に水道工事業者から給水申込書が提出され、設計図書の不備を指摘し再提出するよう指示をしましたが、水道工事業者から給水申込書の提出がない中、令和6年4月11日に開閉栓調査員からの報告によりまして、南風原町字兼城地内の建物において、企業団の水道メーターとは異なる水道メーターが取付けられ、水道水が無断で使用している事案が発覚いたしました。

その後、担当課の方で水道工事業者を呼び出しまして、水道の無断使用には一切当初加担していないということではありましたが、令和7年2月28日の関係4者、これは水道工事業者、建築業者、貸店舗使用業者、担当課の会議において、企業団の許可を得ないで水道水が無断で使用させたことを認めております。

そういう状況の中で、止水行為につきましては、当該建物の改修工事が終わっていたため、既に貸店舗として営業が開始され、店舗営業に支障を来すことから慎重な対応が必要と判断し止水行為は行わず、水道工事業者に対しては、再三にわたり早急に対応するよう口頭で指示を行ってまいりました。長期間にわたり指示に従わない状態が続き、その間、担当課は企業長に対し報告もなく、令和7年2月27日に新聞社からの取材申出により、本事案が解決されていないことを知ることとなりました。

その後、企業長の指示のもと、関係者に対し早急に対応する旨の文書を通知し、令和7年4月2日に当該建物の給水装置工事完成検査が実施され、本検査に合格し、現在、一般用料金として適用されているところでございます。

続きまして、(2)のご質問に対する答弁でございます。本事案に関連するマニュアル策定や法令順守の徹底及び職員のスキルを向上させていくための職員研修実施など再発防止策を講ずるのはもちろんですが、組織力を更に高めていく必要があるかと考えております。これは、単なる職員数を増やすということだけではなく、円滑な業務の推進や横断的な職場環境の構築、トラブルが起きたときの迅速で適切な対応など、組織内における情報共有・連携強化を図っていく取り組みも一方で重要なことだと考えております。

企業団としましては、今後の業務状況や財政状況などを勘案し、住民ニーズにしっかり対応できる組織体制を計画的に構築してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

まず、お聞きしたいのは、南部水道企業団では、3課体制でいま業務を行っているわけなんですけど、この3課の中で庁議、南部水道企業団で月に何回かは庁内会議等々、連絡事項なりを行って

いるのかということ、いま次長がいなくなって3課内まとめる人が存在しない。

各課からは、直接いま企業長に連絡がいつている状況なのか。本当にそれで課内体制まとまっていけるのか。これは全体、3課内で同じ問題を共有していかなければ、無断使用等々の問題がまた起きるかもしれない。やはり担当課の工務課だけでこの問題を抱えるべきではないと思うんですよ。全体で抱える中で連絡事項は大変重要だと思いますけど、その課内会議というのは、どれぐらい持たれているのか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。組織で仕事をする上で、やはりいま議員ご指摘の情報共有というものは、かなり大切なことだと私も認識しております。庁内においては、まず私を含め、3課長が庁議を月に一回やります。

また、もう一つ、これは今年の4月から、私が就任してからもう一回、月に課長を集めて会議を行うものを増やしました。まず私と課長が会議をする中で、その会議の情報が職員まで先程議員ご指摘の課内での情報共有にも繋がりますので、月にいまは2回でございませけれども、それを行っています。

そして課長クラスは、それを課に持って行って、その会議をしています。会議をしたものをまた今度は庁議、あるいは課長会議の中で私の方にも報告するようなものを構築していこうということでいま行っているところでございます。以上です。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

いま企業長から答弁ありましたけど、宮城企業長が就任する前までは、どういう体制でこの庁議内で話し合い、お互い仕事の共有、どのようにいままで行ってきたのか、総務課長。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 上里 健君

いまの質疑にお答えします。宮城企業長が来る前までの会議としては、庁議ということで月一回集まって、各課の主な業務量とか、また、企業団の行事、出張関係等も含めて、そういった形で月一回の会議を開いて対応しておりました。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

企業長の答弁書からも長期間にわたり指示に従わない状態が続いて、その間、担当課は企業長に対し報告もなく、新聞社からの取材で発覚したという答弁をしているんですよ。ということは、やはり情報共有されてないから企業長まで届いてないというふうに指摘されても、これはおかしくない。

今度、宮城企業長が就任して月2回は課内会議を執り行うということで、大変これは良いことで

はないかなということで評価をします。これは実は我々議会だけではなくて、顛末書をいただいている業者からも南部水道については、要望になります、業者からの申請書類に対して申請後に南部水道企業団として担当者だけに任せず、部署内で申請書類の共有化を図り、適時、不備や指摘など伝えるようにして下さいという、これは指摘事項、問題起こした業者から、そのように顛末書で出されているんですよ。それを見た場合、南部水道企業団の課内体制、大変心配されますので、どうか宮城企業長のもとで、しっかり情報共有して、確実に企業長に伝わるような連絡網をぜひ築いていただきたいということで、総務課長いかがですか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 上里 健君

いま上原議員のご指摘のとおり、長期間、住民、又は議員の皆さんにご迷惑かける事案が発生したことに対して、今後、発生させないためにも職員間の情報共有をしっかりとしながら、連携を図りながら、また企業長には、その都度報告して、迅速に対応していきたいというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

今後、いま次長級が不在で職員増やせばいいというものではないということで、その事情はよくわかるんですけど、今後、次長級を入れて統括する。そして企業長にいくというような体制、今後取られていくのかどうか。そのままの企業長からすぐ課内に直結した体制でいった方が良いのか。私もよくわかりませんが、今日までの一連の問題が発生したところにもそういった配置の問題があったのではないかなという心配がありますので、企業長の見解をお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

お答えいたします。令和5年度から次長職が現在不在となっております。次長職がいまいないということで、今回の当該事案を招いたという直接の要因というところまではいま思っておりません。

ただ、いま議員ご指摘のように、次長の職務というのが例規上は企業団の事務を処理し、所属職員を指揮監督するというふうに規定上では謳われております。今回の事案に関わらず、我々企業団といたしましては、やはり今後の業務、あるいは財政状況、様々な業務を執行していく中で、住民との関わりもございます。そういう中で、先程の情報共有というところは、ある意味、当たり前の業務を我々は当たり前にいまできているのかどうかという検証も含めながらやっていく必要があるかと思えます。

さらに良い住民サービスの向上という意識も持ちながらやっていくためには、いま議員ご指摘の本当に次長職という職を入れることによって、そういう体制づくりが可能であるというものなのか。いまの現状で、限られた職員の中でできるものなのかというところは、やはり我々も今後も事業計

画を勘案しながら、いわゆる組織の職員のあり方も考えながら計画的に検討してまいりたいと考えております。

○2番 上原勝彦君

有難うございます。以上です。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

日程第5. 報告第1号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

○議長 神谷信夫君

日程第5. 報告第1号・令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。

企業長より報告を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 宮城 剛君

報告第1号

令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告いたします。

令和7年6月27日提出

南部水道企業団企業長 宮城 剛

内容につきましては、経営課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 経営課長。

○経営課長 宇座和彦君

私の方から繰越計算書の報告をいたします。その前に報告第1号参考資料としまして、令和6年度・繰越場所の位置図も配布しておりますのでご参照下さい。

令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、予算科目が款、資本的支出、項、建設改良費となっております。

1ページ、2ページ、全7件ございまして、トータル1億7,614万3,000円の繰越額となっております。

事業の内訳としまして、1ページの上段2件が国庫補助事業1億2,698万9,000円で、残り5件が送水/配水施設整備事業4,915万4,000円となります。

内容としましては、既存埋設物の回避、近隣の交通への配慮、発注内容の疑義、発注年度内の完了が困難のため、繰り越すこととなったものです。

個別の繰越額や説明につきましては、記載欄がございますので、割愛させていただきます。以上で、令和6年度予算繰越計算書の内容についてのご報告を終わります。

○議長 神谷信夫君

これで、令和6年度南部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告を終わります。

日程第6．決議第1号

閉会後の議員派遣について

○議長 神谷信夫君

日程第6．決議第1号・閉会後の議員派遣について議題といたします。

お手元にお配りしました派遣日程のとおり、南部水道企業団水道施設等の視察を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。なお、その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任するというご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、決議第1号・閉会後の議員派遣については、原案どおり派遣を行うことに決議しました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和7年第2回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。従って本定例会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定致しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号3番）西銘 多紀子

署名議員（議席番号4番）照屋 仁士